○経済産業省告示第百四十二号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十七日

経済産業大臣　海江田万里

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、基準備蓄量（法第五条第一項に規定する基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、平成二十三年六月二十七日から平成二十三年七月二十六日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

○国土交通省告示第六百七十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年六月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

2の表一般会計の項中

住宅施設災害復旧事業費	住宅施設災害復旧事業費補助

を

住宅施設災害復旧事業費	住宅施設災害復旧事業費補助
地域自主戦略推進費	地域自主戦略交付金
沖縄振興自主戦略推進費	沖縄振興自主戦略交付金

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第百二十五号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局苫小牧港東港区弁天導灯（前灯）
位置	
所在地	北海道苫小牧港（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北北東方約四・二キロメートル）
北緯	四二―三七―〇三
東経	一四一―四六―五五
変更した事項	
名称	苫小牧港東港区弁天導灯（前灯）
記事	苫小牧港管理組合管理
変更年月日	平成二十三年四月四日
名称	開発局苫小牧港東港区弁天導灯（後灯）
位置	
所在地	北海道苫小牧港（前灯の北北東方約二五〇メートル）
北緯	四二―三七―一一
東経	一四一―四六―五八
変更した事項	
名称	苫小牧港東港区弁天導灯（後灯）
記事	苫小牧港管理組合管理
変更年月日	平成二十三年四月四日
名称	日立港第四号灯浮標
位置	
所在地	茨城県日立港（日立港東防波堤灯台の北西方約六四〇メートル）
北緯	三六―二九―一一
東経	一四〇―三七―四五
変更した事項	
光達距離	実効光度四二カンデラ
変更年月日	平成二十三年三月二十六日
名称	日立港第六号灯浮標
位置	
所在地	茨城県日立港（日立港東防波堤灯台の北北西方約一・二キロメートル）
北緯	三六―二九―三〇
東経	一四〇―三七―四六
変更した事項	
光達距離	実効光度四二カンデラ
変更年月日	平成二十三年三月二十六日
名称	鳥羽港東防波堤灯台
位置	
所在地	三重県鳥羽港（防波堤（東）外端）
北緯	三四―二九―三一
東経	一三六―五〇―四九
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
記事	補正
名称	大津島港本浦防波堤灯台
位置	
所在地	山口県周南市大津島（大津島港本浦防波堤外端）
北緯	三四―〇〇―三一
東経	一三一―四二―一三
変更した事項	
位置	
所在地	山口県周南市大津島（大津島港本浦防波堤外端）
北緯	三四―〇〇―三二
東経	一三一―四二―一三
変更した事項	
光達距離	実効光度四二カンデラ
変更年月日	平成二十三年三月二十六日

○海上保安庁告示第百二十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	白塚港南防波堤灯台
位置	
所在地	三重県津市（白塚港南防波堤外端）
北緯	三四―四五―四六
東経	一三六―三二―二九
変更した事項	
位置	
所在地	三重県津市（白塚港南防波堤外端）
北緯	三四―四五―四七
東経	一三六―三二―三三
高さ	地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日	平成二十三年四月十三日